

## 一般募金（赤い羽根募金）助成方針

一般募金の助成については、「富山県共同募金会配分要綱」及び「富山県共同募金会配分基準」に定めるもののほか、次の方針により行うものとする。

### 1 福祉関係団体、社会福祉協議会等への助成について

- (1) 住民参加型の地域福祉活動を推進するため、①子育て支援、在宅介護者支援、生活相談、自立・社会参加支援など安心して暮らすことができるまちづくりに貢献する事業、②家庭内暴力、児童虐待、いじめ、自殺、社会的孤立など社会的に深刻な課題への取り組み、③制度の「はざま」「すきま」にある問題や潜在化している課題への取り組み、④他分野・他団体との協働による地域の課題解決のための取り組み、⑤地域の福祉ニーズに対する先駆的な取り組みに対し優先的に助成する。
- (2) ボランティア活動・市民活動の一層の振興と福祉の心の醸成を図るため、社会福祉協議会等これらの活動の推進組織が行うネットワークづくり事業や養成研修事業などのボランティア活動支援事業、地域住民を対象とした防災・減災活動や福祉教育推進事業に対し優先的に助成する。
- (3) 事業の発展的な見直し等が図られず定例的・継続的に申請される事業や、申請団体が本来的に行っている事業、維持管理経費的な要素が見られる申請等は、助成の固定化を招かないよう、期待される効果や、助成金を十分活用し得る事業かどうか、寄付者の共感が得られる事業かどうか等を十分考慮したうえで助成する。

なお、社会福祉協議会の広報誌に対する助成は、事業費に占める助成金の上限を、65%とする。

### 2 社会福祉施設等への助成について

- (1) 社会福祉施設等に対する助成については、財政基盤の脆弱な小規模作業所等の施設整備事業や、施設の機能を活用した公費によらない独自のサービスや地域に密着したサービス、施設開放等地域との交流事業、地域福祉推進のため試行的・開拓的に実践する取り組み、富山型デイサービス事業などの先駆的取り組みに対し優先的に助成するものとする。
- (2) ①国庫補助負担金制度や介護保険制度・障害者総合支援制度など公的制度が確立している事業、②公的制度が確立していない事業であっても、施設の安全点検や駐車場整備、下水道工事、浄化槽設置など利用者サービス向上に直接的につながりにくい事業、施設設置者として行うべき基礎的部分の改修工事等は、原則として助成対象とし

ないものとする。

ただし、サービス利用者の安全面、衛生面、生活面等において早急に改善の必要が生じており、助成金以外の資金で対応することが困難と認められる事業については助成対象とする。

### 3 臨時費の助成について

- (1) 臨時費の申請に当たっては、公的補助や民間助成など他制度の活用について十分検討することとし、特に車両整備については、地域福祉活動用車両など他の助成制度の対象となりにくいものや緊急性のあるもの以外は、他の助成制度の活用を十分検討すること。また、車両整備の助成については、車の使用頻度や走行距離、経過年数等を考慮し、自己負担金に対し3/4以内、最高額200万円以内とする。
- (2) 1法人への2年連続の助成や、1法人が経営する複数施設への助成となる場合は、他の申請を優先するものとする。